

旭保予第851号
令和7年12月1日

各関係機関の長様

旭川市保健所長 山口亮
(保健予防課担当)

ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について

日頃より、感染症予防及び食中毒予防に御尽力いただき、御礼申し上げます。

例年、冬期から春期にかけて保育所・幼稚園、学校及び介護保険施設等において集団感染事例が多発することから、感染性胃腸炎の流行シーズンを迎えるにあたり、次のとおり発生予防・感染拡大防止対策を徹底していただくようあらためてお願いします。

なお、施設において集団感染が発生した際には、当所職員による疫学調査・便検査等への協力につきましても、併せてお願いします。

記

1 基本的な感染(拡大)予防策の徹底

- (1) 食事前やトイレの後など、適切な手洗いを実施すること。
- (2) 調理従事者の健康管理を実施すること。
- (3) 利用者(園児・児童・生徒・通所者等)及び職員の欠席理由を確認するなどして、胃腸炎の集団感染を早期に探知するよう努めること。
- (4) 施設内でおう吐等の事例が発生した場合は、0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム消毒液※を用い、処理者は感染予防のため、使い捨てのマスク・手袋・エプロンを着用するなどして、適切に汚染物を処理すること。(※ 日常的な清掃消毒とは異なり、逆性石けん、アルコール、次亜塩素酸水などは汚染物の処理には適さないので留意すること。)
- (5) これらの対策は、ノロウイルス等による感染を想定し、一年を通して実施すること。

2 保健所への連絡

感染性胃腸炎と疑われる症状を呈する者が同時期に複数名発生するなど、集団感染が疑われる場合には、速やかに保健所に連絡すること。

3 その他

感染性胃腸炎及び食中毒の発生予防・感染拡大防止に関する研修会等を受講するなどし、衛生知識の習得に努めること。

(参考)

旭川市ホームページへの掲載について

- (1) 上記通知及び参考資料については、本市ホームページ「感染症に関する通知 令和7年度」に掲載しております。
ホームページ>事業者向け(右上メニューから)>健康・福祉・子育て・学校>医療機関・薬局等>お知らせ>「感染症に関する通知 令和7年度」
(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/iryoukikanyakyoku/osirase/d081829.html>)
- (2) 感染症集団発生時の対応については「施設等で感染症が集団発生したとき」に掲載しております。
ホームページ>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険>申請・届出>施設等で感染症が集団発生したとき
(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/p004155.html>)

(担当) 保健予防課感染症対策係
(電話) 25-9848